

第2回熊本県産アサリブランド再生協議会(議事録)

1 日時

令和4年(2022年)3月10日(木) 16:10~17:40

2 場所

ホテル熊本テルサ たい樹

3 出席者

(委員) ※五十音順

熊本県鮮魚販売組合連合会 会長 岩崎 英敏

大海水産株式会社 鮮魚取締役部長 上野 信浩

特定非営利活動法人熊本消費者協会 上間 哲

株式会社鶴屋百貨店 理事(食料品部部長) 佐村 栄治

熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 教授 逸見 泰久

熊本県漁業協同組合連合会 業務部長 舩元 恵

渡辺綜合法律事務所 弁護士 渡辺 絵美

(オブザーバー)

農林水産省九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 課長 浦橋 正嘉

熊本市文化市民局 市民生活部 生活安全課 副課長 坂本 正恵

農水局 水産振興センター 所長 東郷 雅

(熊本県)

蒲島 郁夫 知事、木村 敬 副知事、小牧 裕明 知事公室長

農林水産部

竹内 信義 部長、阪本 清貴 政策審議監、山田 雅章 水産局長

県庁関係各課 ※事務局：水産振興課

4 内容

(司会)

定刻になりましたので、第2回熊本県産アサリブランド再生協議会を開催します。本日の司会を務めます、熊本県水産研究センターの清田と申します。よろしくお願いたします。初めに開会に当たり、蒲島知事から御挨拶申し上げます。

(知事)

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、「第2回熊本県産アサリブランド再生協議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。本日もよろしくお願申し上げます。

私は、第1回会議において、皆様に、今回のアサリの産地偽装問題に対して、第1に「産地偽装アサリを一掃すること」、第2に「徹底的な調査・取締りを行うこと」、第3に「純粋な県産アサリの流通戦略をつくること」の3つの原則で取り組む決意をお伝えしました。

県産アサリの「緊急出荷停止宣言」から1ヶ月が経過しました。現在、産地偽装アサリは市場から一掃できました。

昨日は、産地偽装を行った事業者に対して、国とともに、食品表示法に基づく行政指導を行いました。産地偽装は犯罪であり、絶対に許されるものではありません。今後も、「産地偽装110番」により収集した情報に基づき「徹底的な調査・取締り」を実施して参ります。

また、先日の県議会において、蓄養が産地偽装につながることを踏まえ、蓄養場がある漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金を交付しないこと、さらに、純粋な県産アサリを守るために、本県独自の条例の策定に着手したことを表明いたしました。

今後とも、「熊本県産ブランド」を守るため、産地偽装アサリの根絶に向けて、私が強い覚悟を持って先頭に立ち、取り組んで参ります。

本日は、前回の会議で委員の皆様へ頂いた御意見を踏まえて検討した、産地偽装を防ぐ流通・販売の仕組みと、ブランド力向上に向けた取り組みを、「熊本モデル」として御提案させていただきます。

約1ヶ月後には、純粋な熊本県産アサリを確実に消費者の皆様へお届けすることを目指しています。本日は、具体的な取り組みの方向性や内容のとりまとめに向け、大変重要な会議であると考えています。

委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

本日の協議会は、委員7名全員の御出席をいただいております。協議会規約第6条第1項に定める会議開催要件である過半数の出席を満たしていることを御報告申し上げます。それでは、「2 議事」に入ります。会長よろしく願いいたします。

(逸見会長)

はい。会長の逸見です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、2の議題1に入りたいと思います。なお、委員の皆様には事前にお諮りしておりますとおり、今回以降の協議会は、公開で行うこととします。

それではまず、議題1、「第1回協議会の振り返り」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

県水産振興課那須と申します。本日はよろしくお願いいたします。着座にて御説明いたします。

資料に基づき御説明させていただきます。表紙の写真は、平成16年頃に撮影しました熊本県内最大のアサリ漁場である緑川河口域の航空写真になります。

次のページをお願いいたします。

本日は、7つの内容について御説明をいたします。初めに、第1回協議会の振り返りとして、各委員の皆様からいただきました御意見について、お答えをさせていただきます。2でアサリ産地偽装を抑止する仕組みの構築について、その考え方やポイントを御説明し、3から6で、具体的な仕組みの内容について順を追って御説明します。

そして最後に、今後のスケジュールについて御説明をしたいと考えております。次のページをお願いします。

第1回協議会の振り返りとして、委員の皆様に頂きました主な御意見を御紹介します。①としまして、シジミのトレーサビリティシステムは応用できないかという御意見をいただきました。そして、流通に関する4つの御意見をいただいております。具体的には、

- ・産地偽装を防止するためには、流通過程のどこが課題かを明確にすること。
- ・輸入アサリと県産アサリの取扱い業者を切り分けること。
- ・県産アサリと他の産地のアサリが混ざらない仕組みにすること。
- ・そのためには、産直のような流通が一番間違いないが、砂抜きをどこで、誰がするのかを課題。との御意見をいただきました。

次のページをお願いします。まず、小川原湖大和シジミのトレーサビリティシステムの詳細について御説明をします。本システムは、産地表示に対する信頼性確保、ブランド化、責任の明確化を図るために作られました。システムの開始は平成20年で、既に13年以上運用がなされています。

システムへの参加者は非常にシンプルで、生産者、漁協、買受人の3者で、生産者は自ら選別したシジミを漁協に全量出荷します。漁協は漁業者が出荷したシジミを入札にかけて、落札した買受人に出荷します。

落札した買受人は砂抜き選別を行って、川下側に出荷したり、自ら販売したりしています。トレーサビリティシステムの具体的な方法として、

- ① 漁協は水揚げ出荷情報をデータベースに登録、買受人に対し出荷情報にリンクしているQRコードを規定された枚数、発行します。
- ② 買受人は砂抜き選別などしたシジミを川下側のニーズに応じた荷姿に小分けなどして出荷します。この際、出荷先にはQRコードを併せて送付します。また、買受人は、出荷販売記録とQRコードに付された番号を記録して保管いたします。
- ③ 買受人から購入した流通業者は、出荷先の量に合わせたQRコードをつけて次の業者に出荷します。小売店では、届いたQRコードを添付して、消費者に対し販売を行います。以上がシジミのトレーサビリティシステムでございます。次のページをお願いいたします。

このシジミのトレーサビリティシステムがアサリの産地偽装を防ぐ仕組みに
応用できないか、3点について検討いたしました。

1つ目として、水揚げ出荷情報のデータベースへの登録 QR コードによる産地
情報の確認については、アサリにおいても消費者に対して産地の情報を提供す
るためには、データベースの情報に消費者がアクセスする手段として、QR コー
ドを活用するなどの確認ツールは応用可能と考えました。

また、そのツールである QR コードの発行の仕方については、シジミは出荷量
に基づき発行していますが、アサリは流通過程や店頭での荷姿が様々で、重量な
どを基にした規定数などが決めにくいいため、QR コードの管理が難しくなること
から、別の方法の検討が必要と判断しています。

また、買受人の出荷販売記録の書類保管を規定していますが、アサリでは流通
が多様なこともあり、買受人だけの書類記録だけでは、不正情報の把握は難しく、
デジタル技術を利用した別の仕組みが必要と考えました。以上が、シジミのトレ
ーサビリティシステムの御意見に対する振り返りとなります。次のページをお
願いいたします。

資料 2 ページの②に該当する流通に関する御意見について、一括してとりま
とめました。

こちらはアサリ流通のイメージ図になります。上段が熊本県産の天然活きア
サリの流れ、下段が輸入アサリの流れのイメージになります。県内の漁場で漁獲
された県産天然活きアサリについては、熊本県漁連の共販により、砂抜き・選別
を行って、スーパー等で販売されています。このため、赤く囲ってある砂抜き・
選別などを行う流通業者や、パック詰めを行うスーパー等の小売店の段階で、輸
入アサリと混在する可能性が高くなります。消費者やスーパーなどからは、きち
んと砂抜き・選別を行ったアサリが求められます。

一方、漁業者や漁協でも砂抜き・選別は可能ですが、施設や人員などの問題が
あります。品質を確保した砂抜き・選別の行われる所で、産地の異なるアサリの
混入抑止をいかに図るかが重要となります。また、パック詰めを行うスーパー等
の小売店の段階で、輸入アサリと混在する可能性が高くなります。以上、第1回
協議会の振り返りになります。

(逸見会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から意見を伺いたいと思いま
す。どなたからでも結構ですので、挙手にて御発言をお願いしたいと思います。
資料の2ページから5ページになります。

2 ページでは熊本県産と他の産地のアサリが混ざらないようにする流通過程
が必要であるが、砂抜きをどうするかという問題が残っています。その点を、特
に5ページで確認していただくと、どうしても、流通業者の段階では、混ざって

しまいます。熊本県産のアサリと、輸入アサリがどうしても混ざってしまいます。漁獲量を見ていただければわかるのですが、熊本県産アサリだけでは少なく非現実的だと。前回のデータにもありましたように。

事務局にお伺いしたいのですが、令和3年の漁獲量、熊本県産35トンというのはこれは例年と比べてやはり少ない量ですか。いつもこの程度ですか。

(事務局)

お答えいたします。熊本県産のアサリは昭和50年代に非常にたくさん65,000トン程度漁獲をしておりましたけれども、その後、漁獲が減少しております。令和3年は35トン程度まで落ちてしまったということでございます。現在、漁業関係者の皆様と一生懸命、資源管理、生息環境の改善、様々な政策に取り組んでいるところでございます。またこの35トンも、資源管理の採り控えという部分もあって、若干漁獲を抑えているところでございます。それとアサリにつきましては、1年半から2年ぐらいで、大体出荷サイズに成長いたしますけれども、常に漁場の生息状況、稚貝の生息状況とか毎年調査をいたしております。その調査データに基づくと、今年は200トンぐらいまでの生産が見込めるのではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

(逸見会長)

はいありがとうございました。では委員の皆さん、他に何か、はいどうぞ。

(上間委員)

はい。今の話の中で今年度200トンが見込めるということなんですが、県内の消費者が、どれくらいの割合を自分たちの食卓にあげることができるのかなというのが気がかりなんです。特に昨年の35トンのうち何トンぐらいが県内の家庭で消費がされたのか。家庭消費支出のアサリの支出がずっと減少しています。昨年680円くらいでありましたが、この5年間で25%減少しています。もし、この今回の問題をきっかけにですね、相当またさらに減少が危惧されます。このまま、この純粋な県産のアサリで県民の食卓が満たせるのだろうかという危惧をしています。実際、全国に流通しますよね。この35トンもそうだし、200トン出荷したとしても。流通する中で、果たして純粋な熊本県産アサリを、熊本県民がどれだけ食することができるのかということを推定できれば聞かせていただければと思います。

(事務局)

資料の5ページの方に、県産天然アサリの流通の流れをイメージ図で示させていただいておりますけれども、現実的には漁協さんの方で8割ぐらいは集荷されて共販をされておりますけれども、そのあと、県内外の流通業者に渡っていくというということで、その先の流通過程は中々ちょっと把握ができていないというところでございます。今日御提案させていただく際には、そういう流通の流

れ、見える化というところをしっかりとできないかということで、検討させていただいておりました、まずは県内産を中心、県産のアサリを提供させていただくようなことを考えているところでございます。

(副知事)

副知事の木村でございます。先ほどの会長の御質問も含めて、最近の過去の分析というか、アサリの動向ですけれども、事務局も申し上げましたとおり、昭和52年には65,000トンくらい県内でとれていたというところでございますが、それから平成15年から20年ぐらいの間は、大体年間4,000トンぐらいで、それが、平成21年からガクンと落ち込みまして、そこから大体1,000トン前後で、平成25年以降が大体数百トン、300トンから700トンぐらいの間でございましたが、令和元年が339トンで、その後、令和2年、3年が急激に水害とか、これから稚貝を増やしていこうという産地復活の取組みがあつて、採り控えもありながら、令和2年が21トン、令和3年が35トンと極端にこの2年がドンと減って、逆を言えば「こんなに少ないのに、こんなに売れているわけないだろう。」というところで、我々も問題意識が強く働いて、今回の問題の解明にもつながっていくところだと思っています。上間委員もおっしゃられた消費の話ですけれども、全国で30,000トンが流通している中にいきますと、だいたい本県はいつも1.4%とか1.2%とか言われているのですけれども、そうすると500トンくらいかなと平均で。貝汁がこれだけ出ますので、数百トンは毎年本来、県内で消費されてしかるべきだと私も肌感覚として思っております。かつちりとした統計はないんですが。そうした中でいけば、先程、県として狙っています数年以内での数百トンへの産地復活は、必ず県内で消費しきると思えますし、できれば県外で良い値段でちゃんと売れると。安い輸入産とは違う純熊本県産アサリが、ちゃんとした値段で売れるという消費構造を作っていきたいと考えています。

(逸見会長)

はい、ありがとうございました。

他の委員の方ありませんか。どうぞ。はい渡辺委員をお願いします。

(渡辺委員)

質問なんです。5ページの輸入アサリの流れのところ、保税地が三池、熊本、三角の2割程度という部分なんです。ここの蓄養場、養殖場というのは熊本のものがほとんどなのかというというのが1点と、もう1点はその蓄養場を通っているうち、「長いところルール」を満たさずに偽装されていたと考えられるものというのがどのくらいあったのかということ。以上の2点です。よろしくをお願いします。

(逸見会長)

農林水産部長から。

(農林水産部)

今の御質問ですが、保税地が三池、熊本、三角というのは、下関港に入るので、熊本県内で保税をなさいますということですので、これについては一旦熊本県内に 2,448 トン入ってまいります。これがこの先、赤い枠で囲っているところで、中国産になるのか熊本産になるのかそういった偽装の関係につきましては、どれだけ出ていくかっていうのはよく分かっておりません。ただ、私どもの分析からいくと、2,448 トンはほぼ県内に入ってきているのではないかと。蓄養せずに、そのまま出せるというのも一部あり得る話ではあるのですが、一旦保税として入れている以上は、2,448 トンが熊本の海に入るという前提で税関を通過してきているということになります。一方で、下の 8 割程度の 8,364 トンについての蓄養がどういう形でされているのか、蓄養と申しましても、保税の時の蔵置というやり方と、まさに出荷調整として置くということも考えられますので、その場合ですと、下関に一旦入って保税が終わった後に入ってくるのがあるのかないのか、そこは現段階ではまだ確認がとれていません。

(岩崎委員)

今の御意見と被りますが、今回の問題点は、輸入アサリの流れですね。輸入したアサリがですよ、こっちからトレサは難しいのでしょうか。8 割は国の管轄かもしれないませんが、2 割は熊本に流れるわけでしょう。そのトレサ、流れを追うことは難しいのでしょうか。そこの御意見をちょっと教えてください。

(農林水産部)

今回、まさに偽装アサリを含めて止まったというのは、この図の中のオレンジの部分。これを県漁連、漁業者の皆さんの御協力を得て止めたわけです。輸入アサリの流れが十分に把握できない中で、偽装アサリをどうやって根絶するかという時に、知事の判断もございまして、県産の天然活きアサリならコントロールができる。ここを止めたことによって、下が全部止まった。後程、御提案をさせて頂くのは、この純粋な県産アサリのところを確実にトレサすることで、他はトレサがないわけですから、トレサが無い部分は偽装になっている。それから、蓄養場で、「長いところルール」で、それが熊本県産アサリになるかと言うと、蓄養場自体が非常に浅瀬でやっていること、それから、輸入の状態をみますと、夏場の厳しい時期は外して入ってきていることから、蓄養場に入ると長期間置くことは出来ないのではないかという風に考えております。蓄養場で熊本県産になるということは、現実的には「長いところルール」があっても、アサリは生きられないのではないかと考えております。

(逸見会長)

まだ質問や意見があるかもしれませんが、5 ページはまた、今後の流通を考える上でとても重要なので、そこに関してまた質問があれば受けたいと思います。

引き続きまして次の議題 2 及び 3 について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の 6 ページから御説明いたします。

ここから、アサリ産地偽装を抑止する仕組みの構築について御説明いたします。この仕組みで目指すのは、消費者の皆様が安心して購入できる熊本県産活きアサリの流通です。まず、1 番目としまして「流通過程における監視体制の強化を図り、県産アサリを偽装から守る仕組み」について、第 1 回の協議会での御意見にもある本県の最大のポイント、3 点について御説明します。

まず、消費者・流通業者等が正確な産地情報を確認できることについては、「アサリ流通の見える化が必要」ということで整理をしています。

また、2 番目の流通過程が把握でき、不正が防止できることにつきましては、「他産地のアサリとの混入抑止対策が必要」ということで整理しました。

また、3 番目、簡易性、経済性に優れ、継続して実施可能なことについては、「漁業者の負担を増やさずにアサリの品質維持が必要」と考えております。

また、もう 1 つの項目である、「産地保証された県産アサリを購入できる販売店が見える化する仕組み」については、「県産アサリ販売協力店の認証が必要」として整理したところです。次のページをお願いいたします。

今回の仕組みにつきましては、「熊本モデル」として段階的に構築していくことから、まずはモデル的な実証を経て本格運用に至るよう、第 1 ステージと第 2 ステージに分けて実施していきたいと考えております。

まずは第 1 ステージとして、4 月から 5 月にかけて実証を行います。「アサリ流通の見える化」について、具体的には、県漁連ホームページでの入札結果やアサリの漁獲情報について公表、販売店における調達ルートの登録、認証した販売協力店への産地証明書の発行を行っていきます。

また、ポイント 2 の「他産地アサリとの混入抑止」については、管理された下での砂抜き・選別の実施。入口である出荷量と出口となる販売量の比較。ネットにアサリを入れて封印をした荷姿に統一。DNA 検査を行います。

ポイント 3 「漁業者の負担を増やさずにアサリの品質を維持」については、確立した流通経路の有効活用。小売店が求める砂抜き選別レベルを満たすことのできる、「認定工場」による品質の統一を行います。

以上が 4 月から 5 月にかけて行う第 1 ステージで取り組む内容となります。また、実証段階を終えた 6 月以降の第 2 ステージでは、デジタル技術を活用した体制へ移行していきます。具体的には、クラウド上でのデータ管理を行うことによる流通監視体制の構築、産地証明書等の発行作業やデータ管理の省力化を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。今回、新たに取り組む「熊本モデル」の体系

を御説明する前に、これまでの県産アサリの流通体系についてあらためて御説明いたします。

漁業者により漁獲されたアサリは漁協に集荷され、県漁連での入札会により落札業者が決定し、その際、落札業者には産地証明書が県漁連と漁協連名で発行されていました。漁協から出荷されたアサリは、落札業者の関係加工場で「砂抜き・選別」が行われ、小さなネットや海水パックなど、様々な荷姿に変わり流通していました。場合によっては販売店に届くまでの間に、さらに小分けされ、最終的に消費者のもとに届く流れでした。

これまでの流通体系では、消費者が安心して購入できるポイントとなる「見える化」や「混入抑止」の観点について、次の3点で対策が不足していたと考えました。1番目としまして、「入札情報が未公表」だったため、どれだけの天然の県産アサリが漁獲されているのかわかりませんでした。2番目としまして、加工後の荷姿が様々で、流通の過程で誰でも開封・小分けが可能な状態での流通がありました。3番目としまして、消費者側からは産地の確認ができない状態でした。そこで、新たに取組む「熊本モデル」では、これらの点の改善を図ることで、消費者の皆様が安心して購入できる流通体系となるように考えてまいりました。

次のページをお願いいたします。新たに取組む第1ステージの「熊本モデル」の流れになります。このモデルの特徴は、1番目としまして、ホームページで入札情報や漁獲情報の公表を行い、熊本県産アサリの漁獲状況を広く周知します。2番目としまして、アサリの砂抜き、選別は全て県漁連が認定する工場でのみ行うこととします。イメージ図の青色点線で囲んだ部分ですが、ここで砂抜き・選別のために開封されたアサリは、決められた規格でネットに詰め、封印し、「熊本規格」に統一され、県が認証したモデル販売協力店まで開封をされることなく流通するようにいたします。これにより、砂抜き、選別以降の流通段階での、他産地アサリの混入防止が図られます。3番目としまして、県漁連が販売協力店へ直接、産地証明書を発行いたします。これにより、消費者によるアサリ産地の確認が可能となり「流通の見える化」が図られると考えています。

そのほかに、出荷量と販売量を比較検証することや、DNA検査の実施も含めて、監視体制を構築したモデルが、第1ステージの「熊本モデル」となります。

次のページをお願いいたします。ここでは、砂抜き・選別を行う、「認定工場」についてご説明をします。

「認定工場」では、確実に他産地のアサリが混入しないようにする必要があります。そのため、「認定工場」は、県漁連、県による常時の監視や抜き打ち検査、書類確認などの監視を受け入れること、熊本県産アサリの砂抜き専用水槽などを設置するなど、作業工程を分離することができるなどを要件として認定します。

ここまで対策を行った「認定工場」で、砂抜き・選別・封印作業まで実施することで、混入防止がしっかりと図れると考えています。以上が第 1 ステージの説明となります。

(逸見会長)

はい。ありがとうございます。それでは質疑応答に入りたいと思います。議題 2 と 3、資料だと 6 ページから 10 ページになりますが、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。どなたでも結構ですので、どうぞ。

(舩元委員)

事務局より流通の体系について御説明がありましたけれども、入札流通につきましては、私ども県漁連が携わっておりますので、少しだけ補足させていただきます。

まず、8 ページでございます。主に流通体系では、協同組合ということで、基本、共同購入、共同販売を行っております。販売につきましては、主に入札制度を取り入れる場合が多いんですけども、一方では漁業者は販売の自由がありまして、組合、漁連に、出荷の強制を行うことは独禁法に抵触する場合がありますので、それはできないということでございます。もちろん、共販に出荷していない小口の流通ルート、先ほど 2 割という話もありましたけれども、これまで共販入札制度を確立しまして、県内の天然アサリを入札、流通させてきたところがございます。それで、アサリの共販入札制度の役割としては、指定商社との契約上、ただ販売をするということだけではなく、これまで熊本県産アサリブランド造りの指導的役割としまして、「価格の安定」、「クレームの対応」、「出荷調整」、「規格の統制」、「繁殖保護活動等」など、様々な役割を果たしてきているということを御理解いただければと思います。

次に 9 ページです。「熊本モデル」の構築案が示されておりますけれども、これに対応しまして、現行の流通体制の不足部分を、県漁連としましても、新たに 4 点ほど追加対策することとしております。まず 1 点目ですが、「指定商社の契約に新たな誓約書を締結する」ということで、当然でございますけれども、違反行為が発覚した場合など、さらなる厳重な罰則を追加するというようなことを入れております。それから 2 点目として、「アサリの選別管理のできる工場を、登録認定」しまして、県と共同で「認定工場」の徹底した監視体制、DNA 抜き打ち検査等を実施することを取り入れております。それから 3 点目として、1kg のネットですけども、これも漁連で指定しまして、荷姿、ネットの色を定期的に変更して、数量等も監視していきたいと思っております。出た枚数とネットの数が一致すればいいというところで管理を行っていきます。それから、QR コードの添付と現在、認定ロゴマークを作っているところであり、こちらの方もつけたいということと考えております。それから出荷記録の報告を義務づけることは当然のこと

と考えております。

最後ですが、県のモデル販売協力店へも QR コード付きの産地証明書を発行し、コピー防止の証書を作成することを考えております。それから6月からですが、県のデジタル化証明クラウド管理が出来上がるまでは、漁連のHP上で入札の情報としまして、出荷組合、採貝期間、落札商社、日々のお荷数量、販売協力店を随時公開していくことを考えております。補足になりましたが、漁業者代表として、県漁連としましては一刻も早く、アサリ漁が再開できることが一番の願いでございます。これからも安心・安全な状態で熊本県産天然アサリを消費者に届けるために、知事の決定に従いまして、県の担当部局とともに、アサリ産地偽装根絶の目的を達成するため最後まで一緒になって進んでいくことには変わりはないので、良い御提案やアイデアがあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

(逸見会長)

はい、ありがとうございます。他にありませんか。今、漁連の舛元委員から、かなり詳しい情報がありました。どうぞ。

(上間委員)

今、舛元さんの話の中で、これまでは、落札業者はどこにお荷しても自由であったが、今回の流通でいくと落札業者は、こういう条件という制約を設けて落札した分は、「認定工場」に必ず出してくださいという形の取組みでよろしいのでしょうか。また、荷姿が1キロの網袋で販売協力店に行つて、販売協力店で店内でパック詰めすることはあるのでしょうか。

(舛元委員)

それは、後で県の方から説明があるのではないですか。

(上間委員)

パック詰めできない販売協力店なら1kgのまま消費者に購入してもらうことがあれば、さすがに1kgのまま購入するのは難義だなどと思ひました。

(逸見会長)

その点は事務局から、説明ください。

(農林水産部)

説明いたします。モデル販売協力店におかれましては、そちらで開封されて、例えば200gパックの形で販売していただきたいというふうにかけております。ですから、この1kgネット、いわゆる熊本規格、これは、小売店の方々へ確実にお届けするという形です。そして、モデル販売協力店において、きちんとそれをお客様の規格に応じて、パック詰めして販売していただくことを考えております。

(逸見会長)

はい、ありがとうございます。よろしいですかね。どうぞ。

(上間委員)

販売店、小売店のところで小分けして、県内各地で、バックヤードでパックしてお店が販売するということですね。

(農林水産部)

小売店までは 1kg サイズ出荷させていただくので、しっかりとそこでそのまま販売される場合もありましょうし、小分けされる場合もあるかと思いますが、ここは小売店さん、販売協力店の方でお願いをしたい。

(逸見会長)

どうぞ。

(副知事)

細かくステージ 2 の話をしていますので、まずステージ 1 というのはもう 4 月から 5 月でモデル的に実施をする世界でありますので、販売店さんも限られていて、中には岩崎委員のように様々な販売形態が多いです。その時には、次のステージ 2 の方の話で続けていただければと思っております。なるべく、小売店にも負担のかからないような仕組みをと考えております。

(逸見会長)

はい、ありがとうございます。こういう形では佐村委員は、販売の方になると思うんですが、大丈夫っていうか、可能ですかね。今まででしたら認定工場でパック詰めしてくるやつもあったと思います。

(佐村委員)

当社はですね。資料の中のいわゆる流通業者、仲卸。熊本モデルとした時に、落札業者、それから認定工場、この間に、仲卸といったものが、今回はもうない。直接漁連認定工場に流れるという考えでよろしいでしょうか。

(逸見会長)

事務局から説明を。

(農林水産部)

第 1 ステージにつきましては、できるだけ、認定工場でネット詰めしたものを、モデル販売認証店の方へ流していただきたい。第 1 ステージにおきましては、そのように考えております。

(逸見会長)

はい。ありがとうございます。多分この 9 ページが重要になると思いますから今日の協議会ではですね、上野委員、このやり方っていうのは可能なのですかね。県漁連が認定した「認定工場」のみがやると。それをモデル販売協力店に流すということです。よろしいですか。

(上野委員)

はい。非常に良い案だと思っています。

(逸見会長)

この第1ステージをクリアしないことには第2ステージへいきませんので、この9ページが最も重要だと思いますが先に進んでもらって、場合によっては振り返ってですね、このページに戻りたいと思います。それでは、先に進んでいきます。ありがとうございました。それでは次の議題について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続きまして資料の11ページ。6月以降の開始を考えています第2ステージの「熊本モデル」について御説明いたします。第2ステージは第1ステージの流通体制をベースとしており、流通の流れ自体の大きな変更はありませんが、デジタル化による監視体制の強化や「産地証明書」等の発行作業やデータ管理の省力化が図られることが特徴となっています。ポイントとして5点を挙げております。

- ① クラウド上で不審な取引は自動で検出し、県漁連に通知されることで、県漁連は、偽装の疑いのある事業者を速やかに絞り込むことができます。
- ② 仕入先から送られたQRコードを読み取ると、産地情報が表示されることで、流通業者は、仕入れたアサリが「熊本県産」であることをスマホ上で確認できます。
- ③ 小売店は、スマホの簡単操作で産地証明書を入手できます。
- ④ 産地証明書のQRコードを読み取ると、産地情報や販売店情報が確認できることで、消費者の皆様が安心して県産アサリを購入できます。
- ⑤ 漁業者、認定工場、小売店の各段階でのDNA検査で、「熊本モデル」の信用性を補完します。

次のページをお願いいたします。こちらが、第2ステージの「熊本モデル」の流れになります。ポイントは、デジタル化を図り、データベースのクラウドを利用する点です。クラウド上の産地証明データベースに、スマートフォンなどでQRコードからアクセスし、販売量などの情報を入力します。

すると、出荷する際に必要な新しいQRコードが発行され、それを送り状などに付して出荷します。この流れを経てアサリが最終的に販売店に届くと、販売店宛の産地証明書が発行される仕組みとなっています。

データベース上には流通ルートの手がかりが登録され、流通の「見える化」が図られます。また、第1ステージでも行ってきました出荷と販売の数量検証が、データベース上で常時行われるため、疑義が発生した場合、速やかに確認することが可能となり、データ管理の省力化が図られています。

そのほか、第1ステージで実施していた認定工場や出荷規格の統一、DNA検査体制は継続して行うこととしており、流通監視体制の強化が図られます。

以上が、「熊本モデル」の御説明になります。

(逸見会長)

はい。ありがとうございました。11から12ページが、デジタル化によりスピーディーに確実に産地を知ることができることだと思うんですが。それでは今説明ありました資料11から12ページについて、御意見、御質問ありましたら、はいどうぞ。

(渡辺委員)

質問になります。12ページですが、販売店というところで、結束バンドを切ってパック詰めできるということは、最終的な消費者のところで確認するときのQRコードというのは、店頭に掲示されているQRコードということになるのですか。

(逸見会長)

どうぞ。

(農林水産部)

まさにそのとおりで、毎回産地証明書というのがございますので、そこにQRコードが付してありますので、そのQRコードをご確認いただくことで、どこでいつ採れたものかわかる。そういう仕組みです。

(渡辺委員)

それから、データベース上の数量の検証ということで、入口と出口とありますけど、出口の数量っていう一番最後の出口は、どの段階の数量になる予定でしょうか。

(逸見会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

今御質問のありました出口側の数量データにつきましては、最終的には、この流通の過程を通ってきました販売店のところで上がります数字が、最終的な数字になります。ですが、例えば入口の段階で、数量100とします。途中の過程において、例えば不良品とか、そういったものが発生した場合は、必ず内数になるという形です。

(渡辺委員)

今のお答えを前提にちょっと気になるのが、販売店までは数量の管理ができた状態でQRコードが付されて来るとして、結局結束バンドを切ったときに、出荷元から流れたQRコードがついた産地証明書があるとしても、その販売店に、他の海外産アサリが入り込んでしまって、同じように店頭で並べられた時にど

うやあって、そこを排除できるのかなというのが疑問に思いました。

(逸見会長)

事務局から回答を。

(事務局)

最終的には、その販売店から仮に混ぜるということになりますと、まさに犯罪という形になりますので、ここは販売店がきちんと産地証明書を出すということについてのこちらのチェックを徹底していきたい。消費者のところまで、枝番がついて、バラバラに貼れば良いと。ここまでするとかなり 1kg のパック入れでも 4 つぐらいに分けて売られる可能性があります。そこまですると。ちょっとなかなか費用対効果の方も厳しい。委員がおっしゃるように、販売店での確実性をいかに上げるのか、ということは、またさらに検討したいと思います。QR コードというのは、販売店までということでは限界かなと思っています。

(逸見会長)

よろしいですか。はい。今の点に関して、私から質問ですが、販売店、例えば、パックにその QR コードをコピーしたものをつけることは可能なのでしょうか。個別のパックに。要するに QR コードっていうのは、そもそも、消費者はどこで見えるかですね。ポスターみたいなどころにあるのか、パックにあるのですか。はいどうぞ。

(事務局)

今の会長のお話になりますが、小さいパック詰めになった際には、今このシステムを組む際に、それぞれの商品に QR コードが付く形でのシールですね。そういったものもデジタル化の検討中です。

(逸見会長)

検討中ですね。はい。よろしく申し上げます。他にありますか。どうぞ。

(佐村委員)

すいません。販売店の方からの質問ですけれども、先ほどの仕入れた時に、まず何キロ仕入れて QR コードに入れて、そして産地証明書に出てくると、そのあとに販売数量の報告という話があったと思うんですけども、大体、どれくらいのスパンで報告するものなんでしょうか。例えば、1 カ月とか 1 週間単位とか、基本的にかなり手間がかかる作業ですので、その点をお聞きしたいです。

(事務局)

今の質問ですけれども、報告等につきましては、まだ御指摘のとおり、かなりの作業になります。従いまして、どういった形での集計をしていくか、また報告をしていただくかは、これから検討を進めさせていただきたいと思います。

上間委員と佐村委員の御質問のありました、第 2 ステージでのバックヤードのお話がありましたけれども、その点についての御質問にお答えしたいと思います。

す。まず、上間委員の方から御指摘がありました、バックヤードのないところ、そこにつきましては、当然小売店舗の方でバックヤードの無いところでは、その前の流通過程で、例えば、小分けして欲しいというふうな要望をされると思います。その際には、前の過程の流通業者、仲卸さん、そういったところの方が封を解いて、そしてパック詰めをしますが、その過程で、しっかり、これまでの流れと同じように、QRコードをもとに、小分けをして枝番のQRコードを付けた形で小売店へ流していく。そういうような体制をとれるように検討しています。

従いまして、佐村委員からお話がありました件につきましても、中ではパック詰めできない小売店におきましても、パック詰めができないというそういう話がある場合もありますので、そういった場合には、その前で、そちらの方で、封を解いた後、しっかりとしたデータ管理をして、データベースにQRコードの登録をしていただきたいと思います。そちらの方で管理していただいて、小売店の方に、そういう流れができるように検討したいと考えています。

(逸見会長)

よろしいですか。ちょっと今私から質問があるんですが、第1ステージでは、モデル販売協力店っていうのがありますよね。第2ステージになった場合に、かなり本格的に動き出したときには、今の流通業者も、モデル販売流通業者みたいな形になるのか。そこをどこまで、はいお願いします。

(事務局)

今おっしゃられたようにですね、最初の4月の段階から5月までの時期、それまではモデル認証販売店を中心とした形になろうかと思います。それにつきましては、やはり再開される量の辺りもそこまではないかもしれない。また、第1ステージにつきましては、やはりこの仕組みがですね、より相対取引に近いような形になるかと思っておりますので、第2ステージ以降については、販売量も増えてまいりますので、それに対応できるようにモデルという販売協力店のモデルという部分がなくなるのではないかなというふうに考えております。幅広く販売店の方には、こちらのシステムに乗っていただけるような形で協力をお願いしたいと考えています。

(会長)

ありがとうございます。他にありませんか。はいどうぞ。

(上野委員)

川下の話でまた元に戻りますが、質問ですが、県漁連さんが産地証明を発行されると思うんですけど、共販の出荷じゃない漁協があると思うんですけど、その産地証明はどこが発行するんですかね。

(逸見会長)

共販じゃない。例えば漁業者が直接出すような場合ですね。

(上野委員)

そうですね。各組合になるとは思いますけど、そこが発行するのかということでしょうか。

(事務局)

今、御指摘ありました共販ではない方々、それにつきましては、例えば12ページの方を御覧いただきたいと思いますが、こちらの方の12ページのところの、漁業者から漁協、その下向きの方に矢印が出ております。基本的に、共販外の方々におかれましては、ここにECとか直販、または市場出荷がなされている方々がおられると思います。そういった方々におかれましても、漁業者の方が出荷をされる際に、漁協の方で、しっかりといつ水揚げをしたか、そういった数量をしっかりと漁協さんの方に報告をいただき、数量の登録をしていただき、それによってQRコードの方を発行していく流れで考えております。その発行されたQRコードを元に、その後の、市場先、ECサイトにもっていくか、直売所にもっていくか、流通の形態が変わって参りますので、そこについては、これから詳細を詰めていきたいと思っております。

(逸見会長)

この点、県漁連あたりは大丈夫ですか。手間が増えるわけですね漁協・漁連の。現段階ではまだそこまで話ができてないかと思っております。

(舩元委員)

そうですね。こちらにつきましては、うちのほうとしましては、一応購買資材のネットを提供して、そのネットの数で数量等を把握できればと思って考えています。流れて行く先はわからないんですけども。そちらの方で数量管理できればと考えています。

(逸見会長)

他にありませんか。よろしいですかね。はい。では何かあればちょっと立ち戻ってということでありがとうございました。続きまして、議題5,6ですかね、事務局からどうぞ。

(事務局)

はい。それでは、資料13ページから説明いたします。

「産地保証された県産アサリを購入できる販売店を見える化する仕組み」について、御説明いたします。産地証明された県産アサリを購入できる販売店につきまして、県が「販売協力店」として認証したいと考えています。この「販売協力店」には、県産アサリの販売活動などの支援を、県・県漁連が行っていく予定です。販売協力店を認証するための要件といたしましては、

- 1 熊本モデルに参加し、産地証明書を店頭に掲示していただくこと。
- 2 販売店にアサリが届く過程の調達ルートを明確にし、事前登録をしていた

だくこと。

3 県が行う DNA 検査のサンプリングについて御協力いただくこと。

4 調達量や販売量について御報告をいただくこと。

を条件として考えております。

これらの認証要件に関する取組みを行っていただくことで、消費者の皆様が安心して購入していただけるほか、販売店の皆様におかれましても、安心につながると考えております。なお、販売協力店になっていただくと、「認証証」を発行するほか、県産アサリの販売促進資材を提供します。また、認証店を対象とした販促キャンペーンを実施していきたいと考えているところです。次のページをお願いいたします。

アサリの産地偽装を抑止する仕組みづくりと併せて、ブランド力向上の取組みとして、熊本県産アサリブランドの復活を目指し、販売開始に合わせ、「熊本モデル」を広く PR していきます。具体的には、「熊本モデル」の第 1 ステージでの出荷に向け、モデル販売協力店とモデル実証販売に係る協定締結を 3 月下旬から 4 月上旬に行うことを考えております。

また、4 月中旬の出荷再開に合わせて、知事によるトップセールスを行い、「熊本モデル」による出荷再開の PR を行っていきます。

さらに、第 1 ステージ開始時と、第 2 ステージ開始時にあわせて、販売協力店での「熊本モデル」の周知と販売促進を目的としたフェアやイベントの開催を考えているところです。以上が説明内容になります。

(逸見会長)

はい。ありがとうございました。議題 5 の資料の 13 ページ、14 ページの説明をいただきました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらよろしく申し上げます。どうぞ。

(上間委員)

この第 1 ステージで、どの程度のモデル販売協力店を予定して、どのくらいの販売量を予定されているのか。大々的なキャンペーンをやる以上は、それなりのボリュームがないとアピールにならないのかなと思います。そこが気になる点です。

(農林水産部)

販売協力店につきましてははですね、これからこの第 1 ステージのモデルの形を協議会等でも御意見いただいたうえで、順次お願いしたいと考えています。最初の段階からものすごく販売協力店がたくさん入っていただければ、それは嬉しい悲鳴ではございますけども、まだちょっとそのどれだけの数量を取っていただけるのか、先ほどの最初の委員のお話もありますけども、今回、年間 200 トンのアサリが出せるということでもあります。県内だけで考えますと生産年齢人

口で96万人ぐらいなので、これを単純に200tで割ると、1人あたり200数十グラムに対応します。県民がそういう方が、皆さんが買っていただけると、それくらいの数が出せるという形になりますが、ただ一方で、県外でも熊本アサリを待っていただいている方がいるというふうに私共は考えておりますので、そこはこれからいろんなところとお話をさせていただきながら、販売協力店を確保して、出せる量をやっていきたい。うれしい悲鳴で足りなくなってくると、ある程度の出荷の調整、特にこのあたりは販売店の皆様からすると、コンスタントに入らないことに対するいろんな不満とかがあるかもしれませんが、純天然産の熊本県アサリはそういうものというふうに認識していただけると最初の第1ステージについては非常にありがたいと考えています。

(逸見会長)

はい、ありがとうございます。他にありますか。

(岩崎委員)

モデル販売協力店まではわかります。そのあとの展開として、認証店の基準はまだ決まっていないのですか。うちの組合の影響調査を申し上げます。このアサリの産地偽装が発覚した後に、当連合会の会員あたりの問題を注視しました。会員の中でヒヤリングを行った結果、約5割が中国産の販売停止、そして、2割の方が中国産を販売されました。でも残念ながら売上げは7割から8割の減の状況ですね。そして、うちの連合会の組合員さんが、認証されるにはどういう基準があるのかなというのが心配なんです。どういう基準で認証を増やしていくのか、モデル店の場合はよろしいですよ。その後の展開です。その辺の御見解があればよかったですら御説明をお願いします。よろしいでしょうか。

(農林水産部)

現段階での販売協力店につきましては、13ページの方に認証要件を書かせていただいております。今回の「熊本モデル」に参加していただいて、産地証明書を店頭に掲示していただく、それから、調達ルートを事前に登録をしていただく、販売するアサリの流通経路を販売店も把握していただく、川下側からどういう形で入ってくるかをきちんと把握していただく。それからうちでもDNA検査を要所要所で入れていきたいと考えておまして、そのサンプリング、中から本当に流通してきているものが、適切なアサリなのかどうかこれをお願いしたい。それから、実際に入れた調達量の報告、この辺りをやっていただくということを今考えています。手数がかなりかかっていくんですけど、それもございまして、13ページの下にございますような支援をやって、販売協力店の皆様と一緒に純熊本県産アサリを何とか確実に出していきたいと考えています。

(逸見会長)

はい。ありがとうございます。中々その漁獲量が少ないんで、多分それを、小

売店に全部回して売ってもらうのも難しい部分があって、逆に言うとブランド化して、そもそも熊本県産は希少なんだっていう、ブランド化に持っていきかかないわけですよね。他にありますか。どうぞ。

(佐村委員)

すいません。キャンペーンの内容につきまして御質問ですが、県産アサリを売っていくに当たって、生のアサリをキャンペーンするのか、それとも熊本県アサリを使った、例えば総菜とか佃煮とかも考えられないかなと思って。キャンペーンについてどういう内容かを教えていただければと思いました。

(農林水産部)

今の段階では、最初の協定締結、それからトップセールス等につきましては生のアサリということを考えています。その後こういったイベントをしていくのかというのは、また委員の皆さん方の御意見等もいただきながら、まずはきちんと出す仕組みを作ったうえで、さらに売る仕組みというのを御意見等もいただいて埋め込んでいきたいと思えます。逆に良いアイデア等もございましたら、いただけると非常に私共は助かります。どうしても今、生産サイドの目からですね、ずっと作っているような形もございしますので、販売サイド、それから実際の小売のサイドからの御意見、こういう機会は非常に今回の仕組みを良いものにする上で必要だと思っておりますので、是非御意見をいただければと思います。

(逸見会長)

はい。他にありますか。どうぞ。

(上間委員)

このモデルがですね、それぞれの各段階、流通から販売店の段階で、無理なく運用できるということであればですね、意義があると思えます。偽装の対策というのは、それが、即信頼回復、ブランド化ということで、実際に消費者が熊本の天然アサリはさすがにいいなというふうに納得をして、それなりの価格を出して、お売りしていただけるのかどうかというのは、信頼回復にはこういう仕組み作りが当然、非常に大切なんですけれども、やっぱりもやもやしているのは、この間の産地偽装をして、まるもうけした連中が、一向に罪に問われていない。昨日一部指示・公表がありましたけれども。特に蓄養もしていないような事業者が、ここをまずきちんと県や農水省あるいは警察にしっかりやっていただきたい。アサリが県民の方々にしっかり届き、そのためには、数百トンレベルでは足りないですね。そうすると、きちっと表示した中国産や、「長いところルール」によってそれを順守して提供しているアサリ、こういうものを選択肢としてきちっと提供できる環境を作る。トータルでアサリを家庭で食する食文化をしっかりと確保していくためには、一部のブランド化だけでは進まないのではないかと、いうふうに思います。

(逸見会長)

はい。意見とか要望です。事務局どうぞ。

(農林水産部)

おっしゃるとおり、どうしても偽装アサリの根絶というのは当然だと思っております。今回、県産アサリを出荷停止にすることで、偽装というのはあぶり出されてきているような状況があります。本県だけで、これだけの取組み、要は今まで産地偽装になかなか抜本的な、一掃されるという状態がなかったのが、県の判断で県産アサリを止めることで、全体が見えてきている。この形をなんとか本県だけで維持していくというのが、今回、県でできる部分を一生懸命やっております。一方で、先ほど委員からございました徹底的な取締りという部分につきましては、この偽装をやっておられる方が、県外の方であれば県外の都道府県、それから広域にわたる場合には国と、それぞれでやはり連携するという形で取り組んでいるところでございます。それから、もう 1 つアサリの漁獲量を上げる取組みも必要だと考えていまして、これらをセットで、この偽装アサリの根絶という流れの中でやっていきたいと考えています。今回御議論いただいているのは、まずは県産アサリを第 1 ステージとして着実に出していく。その後、どんどん増やしていくということ。それから、消費者の方の視点で、今、上間委員から御意見いただきましたけれど、今のところ「長いところルール」が偽装の根っこにあるんじゃないかということと言われてはいますが、「長いところルール」をどう整理していくのか、中国産のアサリを本来ですと、中国産を中国産としてきちっと売って、それを食べていただく文化があれば、ここまでなっていなかったところがあると思いますので、この辺は課題として、受け止めさせていただきまして、その後の養殖等も含めて、どういう形が考えられるのかということも 2 ヶ月足らずで、ちょっと御時間を頂く形になると思いますが、しっかりと考えたいと思います。引き続きそこは検討させていただきたいと思います。

(逸見会長)

はいありがとうございます。よろしいですか。

(上間委員)

「長いところルール」なんですけど、熊本県はアサリに関しては「長いところルール」の適用を外してくださいという要請を農水省にされていますが、「長いところルール」をきちっと順守をして、養殖という言葉が適切かどうかわかりませんが、沖合で稚貝から生育させて成貝として、出荷している事業者・販売者があります。その方々は今回の問題の被害者です。その視点はやはり持っていたきたいなと思います。「長いところルール」そのものが悪の温床という風には私は思いません。それを確かに悪用する連中、それはしっかりと取り締まらなくてはいけないと思いますが、「長いところルール」をやめてしまうのは乱暴

だと、消費者側から見ても乱暴な話かなと思います。

(逸見会長)

よろしいですか。ちょっと「長いところルール」は正直私個人が考えるに、アサリには向かないルールだと私は思っているのですが、その点についてもいかがですか。

(農林水産部)

実際の養殖の実態等につきましても、十分に把握させていただいた上で、ここをどう対応していくのかということのはでてくるのかと思っております。今のところ「長いところルール」があることで、大きさがアサリというのは成長とともに大ききの判断ができない。そこに生まれてくるのが判断の根拠といったこと、それから必要な書類等の保存というのがなかなかできないという形になっております。そこは養殖をされている方の実情とかも踏まえたうえでの対応というのが必要だと思っておりますので、またしっかりと検討はしていきたいと考えています。

(逸見会長)

はい。しっかり検討ください。他にありませんか。

実際に第1ステージにもうすぐ入ることになりますが、4月中旬に再開しますから販売を、特に第1ステージに関して大丈夫かなといったそういう意見がありましたら、本当にありがたいと思いますが。

準備状況はどうなんですかね。例えば一番最後14ページかな。最後ですけど14ページのモデル販売協力店協定締結式を3月下旬から4月上旬でやるっていうふうに書かれています。そのためには、当然、モデル販売協力店をお願いしないといけない。当面は間に合いそうという前提ですけど、その辺の状況どうぞ。はいどうぞ。

(農林水産部)

まさに出荷の再開というのは、やはり2ヶ月程度というところをお願いしているところがございます。それに向けてですね、本日、第1ステージのところについて色々御意見を頂きましたので、その頂いた意見等を踏まえて、改善できるところを改善しながら、今、委員の方からお話ございましたように、販売協力店の協定締結に向けて、それぞれの働きかけ、そのあたりを始めさせていただけたらというふうに考えています。今日がその出発点にさせていただければ、非常に私共としても適宜進めていきたいと考えています。

(逸見会長)

かなりハードスケジュールとは思いますがよろしくお祈りします。他にありますか。よろしいですかね。はい。それでは予定の時間になりましたので、次に移りたいと思います。議題7ですかね。それでは議題について事務局から説明

をお願いします。

(事務局)

それでは今後のスケジュールについて御説明いたします。資料の15ページになります。第3回の協議会では、本日の協議で決まった方向性に沿って最終調整を図ったものをお示しし、方針の決定を行うよう考えています。時間や場所については現在調整中のため、委員の皆様へは改めてお知らせさせていただきます。なお、第3回以降のおおよそのスケジュールは、3月30日から4月5日頃に、モデル販売協力店との販売協定の締結を予定しています。その後、4月中旬に予定されている出荷再開に合わせて、モデル販売協力店での実証販売の開始と、知事によるPRを合わせて予定しています。

第1ステージを開始して約1ヶ月を経過した5月上旬には、第1ステージの中間検証を行うための第4回の協議会を開催できればと考えているところです。また、第4回協議会で検証した内容から必要に応じて「熊本モデル」の改良を行ったうえで、6月からはデジタル技術を活用した「熊本モデル」による本格出荷を開始したいという風に考えています。私の方からは以上です。

(逸見会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは委員の皆様から御意見、御質問ありましたらですね。いいですか。岩崎委員どうぞ。

(岩崎委員)

この流通の仕組みの「見える化」は非常に良いと思います。今後危惧するのは、この辺の監視体制をですね、すいませんけど、大体御苦労かけると思いますが、行政の方が完全に監視下においていかないと、また違った意味の抜け道が出てくると思っています。そこら辺にですね、汗をかいてもらいたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

我々川下からですね、トレサするのはなかなか難しいわけですよ。はっきりいまして、うちの取引業者あるでしょ、その先は全然わからなかったわけですよ。どこからきているのか。やっぱり川上の方からトレサしてもらわないと。我々川下から到底トレサしていくのは難しいと思えますから、今後これから行政の方には大変御苦労かけると思いますが、ぜひとも監視体制をちゃんとして御迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

(農林水産部)

ありがとうございます。最初の知事の冒頭のあいさつでもございましたように、私共、今回この協議会場でいただいた御意見等を踏まえまして、純粋な県産アサリを守るための県独自のやはり条例等も定めていきたいと思っています。そういった中で、いろんな今回の認証の話とかも盛り込んだ形で、県民の皆さんと一緒に熊本県産アサリを守り・育て、そういったことができればという風に考

えておりますので、また引き続き委員の皆様様の様々な御意見を頂きながら、いい形に作っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(逸見会長)

他にありますか。はいどうぞ。

(佐村委員)

すいません。「地域団体商標制度」というのがあると思うんですけども、熊本では19商品あって特許庁に申請するという事なんですけども、今後「熊本アサリ」のブランドを保護するためにもこういった制度を取得する予定はございますでしょうか。

(農林水産部)

地域団体商標、GI制度等、様々な制度がございます。できればそういった形の制度にのれるようなアサリのブランド化も含めて、やっていきたいと思いますので、ぜひそういう流れで皆様については御意見をよろしく願います。

(逸見会長)

オブザーバーの方で何か質問、意見がありましたらよろしいですか。

特にないようですので先に進めます。本日に様々な御意見をいただきましたが、今後の方向性については、事務局から説明があった内容で進めていただいで問題ないと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。この案でよろしいですか。ありがとうございます。それでは出荷再開まで時間が限られていますので、事務局は取りかかれる部分から、早急に準備を進めていただければと思います。次にその他になりますが、委員また事務局から何かありますか。よろしいですか。はい。特にないようでしたら本日の議題はすべて終了となります。

(司会)

逸見会長には、ここまでの議事進行をいただきありがとうございました。ここで、本日の協議会の閉会に当たり、蒲島知事から御挨拶申し上げます。

(知事)

委員の皆様におかれましては、多岐にわたる御意見、御提供をいただきありがとうございました。

最初ですね、この3つの原則を示したときに、私はとても時間的なハードルがある。それからちょうど1ヶ月になりますけれども、まずは産地偽装アサリをマーケットから一掃しようということ。それから、それと同時に、徹底的な調査と取締をしようということ。3番目にその先の純粋な県産アサリを流通にもっていきこうと、それをわずか2ヶ月でやらなければいけないという時間的なプレッシャーの中で、委員の皆様におかれましては、御協力いただいたことに心から感謝申し上げます。

この3つ目の県産アサリの流通戦略というのはとても難しいものであります

けども、これから「熊本モデル」というものを今日提案していただいて、議論していただいて、それに沿って行動してもいいと、御指導をいただいたということが、これからの3つのこの原則で取り組むその方向性が良く今日見えてきたなと思っています。後1月の間で当然それをやらなくてははいけませんけれども、それをできるようにして下さった委員の皆様にご心から感謝申し上げたいと思います。

そして、産地偽装を防ぐ「熊本モデル」の仕組み、ブランド力を向上する仕組み、より現実的で実効性のある形として見えてきたのではないかなと思います。その段階で、様々な困難に直面するかもしれませんが、これまでの県の取り組みがですね、アサリの一掃とか、徹底的な調査・取締についても行政指導を昨日行いましたし、それと同時に、やはり調査もして、そして産地偽装というのは犯罪であるというそういう意識をみんなにもってもらわないといけないと私は思いますので、そういう意味では、皆さんのこの会議で先が大分みえてきたのかなという風に思います。でも先が見えるだけでなく、1ヶ月後にはこの「純熊本アサリ」を出荷しなければいけない。それが今我々に課されたとても大きな課題でありますし、ちょうど協議会において「熊本モデル」を皆さんにこれやってみたらどうかという、そういう風な形でしめていただいたので、大変私としては感謝申し上げます。

次回の協議会においては、本日の協議を踏まえた、「熊本モデル」を改めてお示ししたいと思っておりますし、この1月弱ですけどね。これをどこまでいったかということもご報告したいと考えています。皆様方には引き続き御協力賜りますよう、よろしく申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

それでは、これをもちまして第2回熊本県産アサリブランド再生協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。